

40歳未満の事業主健診情報の活用を通じた 予防・健康づくりの推進

令和4年11月

40歳未満の事業主健診情報の活用促進に関する検討会

I. はじめに

- 生活習慣病は自覚症状がほとんどないまま進行するため、健康診断や健康診査（健診）は、対象者個人が自らの健康状態を理解して生活習慣を振り返る絶好の機会である。そして、健診結果を踏まえ、対象者自身が生活習慣等の問題点を発見し、意識化することで、疾病予防や早期受診に効果的につながるようにすることが重要である。
- 法律上、事業者は職場における労働者の安全と健康を確保する責務があり、保険者は被保険者等への健康の保持のために必要な事業を推進するよう努める義務がある。
そして、健診の実施に関する役割としては、
 - ・ 事業者については、労働者に対する健診の実施、健診結果に係る医師等からの意見聴取、就業上の措置の決定等
 - ・ 保険者については、被保険者に対する健診の適切な実施、健診結果が示唆する健康課題等のフィードバック、データを活用した健診・保健指導等
 - ・ 健診の実施を受託した健診実施機関については、検査の標準化や精度管理、健診結果が示唆する健康課題等のフィードバック等が求められている。
- 生活習慣に関する状況をみてみると、例えば、食習慣の改善について「改善することに关心がない」又は「关心はあるが改善するつもりはない」と回答した者については、20歳代が他の年齢階級よりも高くなっている。また、運動習慣の改善について、「改善することに关心がない」又は「关心はあるが改善するつもりはない」と回答した者については30歳代が他の年齢階級よりも高くなっている¹。この状況を踏まえれば、若年期から食習慣や運動習慣の改善を図り、適正な体重の維持等に向けた保健指導や啓発等の取組を推進していくことが考えられる。
- 2022年1月より事業者から保険者に対して事業主健診情報（40歳未満）を提供する法的な仕組みが施行され、事業者と保険者とが情報を共有することにより、一人一人の健診結果を経年的に把握し、早期介入によって労働者・被保険者の疾病やその重症化を防ぐ取組などを進めることができ可能となったところである。また、2023年度中からはマイナポータルにおいて、その情報を確認できることとされている。
- これを踏まえ、労働者・被保険者が自身の健診情報を踏まえてセルフケアをしやすくするとともに、事業者と保険者が連携して、年齢を問わず、労働者・被保険者の予防・健康づくりなどを推進できるよう、本検討会においては、事業主健診情報（40歳未満）の活用に関する課題や関係者が取り組む事項、システム整備等について検討を行い、議論のとりまとめを行ったところである。

¹ 令和元年国民健康・栄養調査。食習慣改善の意思として「改善することに关心がない」又は「关心はあるが改善するつもりはない」と回答した者については、全体：38.2%、20-29歳：44.3%、30-39歳：38.2%、40-49歳：38.7%、50-59歳：37.8%、60-69歳：35.1%。運動習慣改善の意思として「改善することに关心がない」又は「关心はあるが改善するつもりはない」と回答した者については、全体：37.6%、20-29歳：39.2%、30-39歳：42.6%、40-49歳：37.1%、50-59歳：36.9%、60-69歳：33.7%。

II. 事業主健診情報（40歳未満）の活用に関する状況

- 労働者・被保険者がマイナポータルにおいて自身の健診情報を確認し、それを踏まえたセルフケアがしやすい環境の整備は、労働者・被保険者の予防・健康づくりの観点から重要である。
- 生涯を通じた予防・健康づくりに向けて、2021年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、健診情報等の活用による効率的・効果的な保健事業を推進していくため、事業者等から保険者へ事業主健診情報（40歳未満）が提供される法的な仕組みが設けられ、2022年1月から施行されたところである。
具体的には、健康保険法等において、
 - ・ 保険者は、被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等に対して健診に関する記録の写しを提供するよう求めることができる
 - ・ 労働安全衛生法等に基づき保存している被保険者等に係る健診に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、当該記録の写しを提供しなければならない
 - ・ 保険者は、事業者等から提供を受けた被保険者等に係る健診に関する記録の写しその他必要な情報を活用し、被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を適切かつ有効に行うとされたところである。
- この取組を通じて期待されるメリット・効果としては、①データヘルスの一層の推進、②コラボヘルスの促進、③労働者・被保険者がマイナポータルでの健診結果の確認が可能になることがあげられる。
- また、事業主健診情報（40歳未満）を取得した健保組合は約7割となっており、取得した情報については、受診勧奨への活用のほか、保健指導の実施や保健指導以外の保健事業、事業主単位のスコアリングレポート作成などに活用している状況となっている。
- 一方で、事業主健診情報（40歳未満）の取得をしていない健保組合は約3割となっている。事業主健診情報（40歳未満）を保険者に集約する法的な仕組みは整備されたものの、協会けんぽや総合健保等では事業者から当該情報を取得しにくい状況にあり、また、保険者において事業主健診情報（40歳未満）を活用して保健事業を行う方策が確立しているとはいえない状況にある。

III. 事業主健診情報（40歳未満）の活用を通じた予防・健康づくりの推進

- このような状況を踏まえれば、事業主健診情報（40歳未満）の保険者への集約による効果的な保健事業の実施やマイナポータルで確認可能とする仕組みの重要性について、関係者で認識を共有することが肝要である。

- その上で、関係者が協力して、事業者・保険者間で事業主健診情報（40歳未満）を円滑に共有でき、当該情報を活用した効果的な保健事業を実施できる環境の整備を進めるとともに、マイナポータルでの確認に向けた必要なシステムの整備等を進めていくことが重要である。
- そのため、以下のような取組を通じて、関係者がそれぞれの役割に応じて、労働者・被保険者の予防・健康づくりを進めることが重要である。

1. 関係者における認識の共有

事業主健診情報（40歳未満）の活用を通じ、労働者・被保険者の予防・健康づくりを進める重要性について、関係者において更にその認識の共有を図ることが重要であることから、以下の取組を進めていくこととする。

① 制度の周知等

- 国は、健康保険法等に基づく制度の意義や趣旨、そのメリット等について、国民や保険者等へ向けて、ポスターやパンフレット、WEB等を通じて、周知広報を実施する。
- 国は、「職場の健康診断実施強化月間」等を通じて、事業者に対して、事業主健診情報（40歳未満）を保険者に共有した上で、保険者と連携してコラボヘルスを推進していくことなどについて、引き続き、普及啓発を図る。

② THP指針の改正

- 事業場における労働者の健康保持増進のため、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）を改正し、健康保持増進対策の考え方について明確化する。
 - ・ 事業者は医療保険者と連携したコラボヘルスを積極的に推進すること
 - ・ 事業者は事業主健診情報を積極的に医療保険者と共有すること
 - ・ 事業主健診情報は電磁的方法による保存・管理が適切であること

③ データヘルス計画での明示

- 事業主健診情報（40歳未満）を活用する保険者は、被保険者の理解を促すとともに、効果的な取組を実施する観点から、データヘルス計画においてそれを明示していく。

2. 事業者・保険者間での円滑な情報共有

事業者・保険者間で事業主健診情報（40歳未満）を円滑に共有することが重要であることから、以下の取組を進めていくこととする。

（1）事業主健診情報の電子化に向けた取組の促進

① 事業主健診情報の電子化の周知

- 国は、事業者に対し、企業が保存する事業主健診情報の電子化を促進するとともに、電子化にあたっては、保険者との連携の観点から XML（エックス・エム・エル：Extensible Markup Language）形式に対応出来ることが望ましい旨について、周知を行う。
- また、事業主健診情報（40歳未満）の保険者への提供については、40歳以上の事業主健診情報の場合と同様に、XML形式による方法²やその他適切な方法によることとし、その旨を周知する。
- 国は、40歳以上の事業主健診情報の提供の場合と同様に、事業者が事業主健診情報（40歳未満）を保険者へ適切に提供するためには、電子的な標準様式に対応している健診実施機関にこれを委託することが望ましいことを周知するとともに、電子的な標準様式による健診結果の提出が可能な健診実施機関を周知する。また、健診実施機関内での健診結果データの標準化に伴い、事業者等が異なる健診実施機関の健診結果を同一フォーマットで把握することができる取組事例の周知も行う。

② THP指針の改正

- THP指針を改正し、健康保持増進対策の考え方以下的内容を明確化する。
 - ・ 事業主健診情報は電磁的な方法による保存・管理が適切であること

③ コラボヘルス推進等の支援

- 国は、事業主健診情報等を活用した労働者の健康保持増進の取組が進んでいない事業場における取組を推進するため、事業主健診情報の電磁的な方法での保存・管理やデータ提供を含めて、コラボヘルス推進のための支援を検討する。
- また、商工会、事業協同組合などの団体が、小規模事業場に対して産業保健サービスを提供するための活動に対する支援を検討する。

（2）事業主健診情報の保険者への円滑な情報提供

① 事業者と健診実施機関との契約書ひな形の活用推進等

- 国は、事業主健診情報（40歳未満）の保険者への提供については、40歳以上の事業主健診情報の場合と同様に、迅速かつ確実に情報提供し、その事務負担を軽減するため、事業者と健診実施機関との契約書ひな形の周知を行う。
- また、健診実施機関から保険者への提供をより迅速に行うため、被保険者等記号・番号等を保有する事業者が、事業主健診実施を委託した健診実施機関に対して、個人情報の保護に関する法律に則り、受診者の被保険者等記号・番号等を事前に提供することが重要であり、契約書のひな型に明記し、取組の促進を図る。

² 特定健診・特定保健指導の電子的なファイルは XML 形式で記述する規格となっており、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165280.html>)において、XML 形式のファイル作成のための仕様（XMLスキーマファイル及び仕様説明書）を掲載している。

② 情報提供を促す書類ひな型の作成・普及

- 40歳以上の事業主健診情報については、協会けんぽにおいて、健診実施機関を経由して健診結果を提供することに関する同意書類を作成し、事業者に対して利用の促進を図っている。国は、これを参考にそのひな型を作成するとともに、その活用の周知を図る。

③ 個人情報保護法上の取り扱いの周知

- 国は、事業主健診情報（40歳未満）の保険者への提供については、40歳以上の事業主健診情報の場合と同様に、個人情報保護の配慮が必要であることの周知を図る。

④ 事業主健診情報の提供促進

- 健康経営に取り組む企業への「健康経営度調査」により、今年度初めて事業主健診情報（40歳未満）の提供に関する調査を実施。国は、調査結果等を踏まえつつ、事業主健診情報の提供が「健康経営」に資する取組として認知されるよう周知を図る。

（3）事業主健診情報（40歳未満）の提供・取得に係る費用

○ 事業者においては、労働安全衛生法で定められた健診結果の記録の保存等を行うとともに、一定の場合には、健診結果についての医師等からの意見聴取や健診実施後の措置を講じる義務がある。

保険者においては、提供された事業主健診情報等を活用し、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う努力義務がある。

また、事業者と保険者とが共同で健診の実施や健診結果を用いた保健指導を実施し、両者が協力して健診結果をデータ化してデータヘルスやコラボヘルスに取り組んでいるところもある。

○ 事業者から保険者に労働安全衛生法に基づく健診結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者・被保険者の健康保持増進につながり、また、労働者・被保険者が健康になることによって企業の生産性向上、経営改善及び経済成長にもつながるため、事業者及び保険者の双方にとってメリットがある。

そして、事業者及び保険者が、労働者・被保険者の健康状態を適切に把握して取組を効果的・効率的に進めるためには、電子化に向けた取組を進めることが重要である。

○ また、事業主健診情報（40歳未満）を取得した健保組合において、情報取得にかかる費用については、事業者が負担するケースと健保組合が負担するケースはそれぞれ約2割、事業者と健保組合の両者が負担するケースが約3割、費用負担なしも約3割となっており、事業者や保険者の状況によって様々となっている。

○ 事業主健診情報（40歳未満）の提供に係る費用については、事業者や保険者の状況によりその実態は異なっており、一律に定めるのは困難であるため、事業主健診情報（40歳未満）の提供に関する必要な取決め等は、事業者、保険者及び健診実施機関等の間で、納得できる方法、形態等を十分に協議して対応することとする。

3. 事業主健診情報（40歳未満）を活用した効果的な保健事業の推進

事業主健診情報（40歳未満）を活用した効果的な保健事業を実施することが重要であることから、国において、以下の取組を進めていくこととする。

① 好事例の横展開

- 保険者において取得した事業主健診情報（40歳未満）を有効活用でき、また、保険者が取り組みやすくなるよう、様々な規模の保険者が事業主健診情報（40歳未満）を活用して取り組む事例について周知を行い、他の保険者への横展開を図る。

② モデル事業の実施・横展開

- 加入する多くの事業者との調整が必要な保険者における取組を進めるため、事業主健診情報（40歳未満）を取得して保健事業への活用を支援するモデル事業を行い、その成果について横展開を図ることを検討する。

4.マイナポータルにおいて確認できるシステムの整備等

事業主健診情報（40歳未満）をマイナポータルにおいて確認できるシステムの整備等を進めていくことが重要であることから、以下の取組を進めていくこととする。

① 事業主健診情報（40歳未満）の活用に向けたシステムの改修等

- 国において、引き続き、必要なシステム改修を着実に進め、2023年度中から労働者・被保険者がマイナポータルを通じて事業主健診情報（40歳未満）を確認できるようにする。その際、既存の特定健診等情報と併せて一体としてシステム運用管理や保守等を行うこと等を通じて、効率的な業務運営やコストの適正化につながるようにする。
- 現在、第4期特定健診・特定保健指導の実施に向けて、健診項目等の見直しが検討されており、それに伴う電子的な標準様式（フォーマット）についても検討が進められているところである。これを踏まえ、国において、事業主健診情報（40歳未満）の提供に関しては第4期特定健診と同じフォーマットを活用すること、また、第4期特定健診開始前に作成したデータについては第3期のフォーマットでも登録できることなど含めて検討を進め、健診実施機関や保険者等の負担軽減を図るとともに、現場で混乱が生じないようにする。

② オンライン資格確認等システムの運営

- 既存の特定健診等情報に関しては保険者の負担によりシステムが運営されていることや、事業主健診情報（40歳未満）は既存の特定健診等情報と併せて一体としてシステム運用管理や保守等を行うこと等を踏まえつつ、運営費（ランニングコスト）の負担を検討していく。

IV. 終わりに

- 今後、少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、労働力不足への懸念が指摘される一方、健康寿命の延伸により、これまで経験したことがない長い人生を生きる時代がやってくる。
- 人生 100 年時代を迎える中、今般の新型コロナウイルス感染症の影響もあって、日々の健康管理の重要性が一層深く認識されるようになっている。その中において、生涯を通じて健康で生きがいを持って暮らし続ける社会づくりが求められており、高齢期になっても意欲のある方々が活躍でき、何歳になっても健康で過ごせる環境づくりが重要となっている。また、社会環境は大きく変化し、データ活用の重要性が高まる中、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できることが求められている。
- 予防・健康づくりの取組は、個人の生活習慣の改善や QOL の向上、早期介入による疾病や重症化の防止、それを通じた医療需要等の適正化、健康を理由にした早期退職や欠勤、生産性低下の防止などに資するものである。
- 今般の事業主健診情報（40 歳未満）の提供に関する法的な仕組みを通じて、事業者と保険者が共通の情報を持つことにより、入職後の早期の段階から、労働者・被保険者の状況に応じた効果的な予防・健康づくりの取組を行うことが可能となる。
また、マイナポータルにおける健診情報の確認を通じて、労働者・被保険者一人一人が自身の健診結果を理解して体の変化に気付き、自らの生活習慣の振り返りや、生活習慣を改善するための取組を行うなど、予防・健康づくりに向けた行動変容につなげることが可能となる。
- 保険者とともに健康経営に取り組む企業等は、目標を上回る約 13 万法人となっており³、労働者・被保険者への予防・健康づくりの取組が着実に進みつつある。
また、現在、職場における労働者の健康保持増進に関する課題は、メンタルヘルスや働き方改革への対応など多様化しており、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直しが求められている。産業現場のニーズを踏まえつつ、より効果的に産業保健活動を推進する観点からも、事業主健診情報（40 歳未満）の活用を促進し、事業者、保険者、健診実施機関等が連携して、効率的かつ効果的な取組を行うことが必要である。
- 本検討会においてとりまとめた事項を踏まえ、引き続き、国において、好事例の収集や横展開などに取り組むとともに、関係者が連携して、労働者・被保険者の予防・健康づくりの取組を進めていくことが重要である。

³ 日本健康会議 2022「健康づくりに取り組む 5 つの実行宣言」達成状況

40歳未満の事業主健診情報の活用促進に関する検討会 構成員

石坂 裕子	日本人間ドック学会 理事
伊藤 悅郎	健康保険組合連合会 常務理事
木村 恵利子	全国中小企業団体中央会 労働政策部副部長
坂下 多身	日本経済団体連合会 労働法制本部上席主幹
鈴鹿 麻菜	日本労働組合総連合会 総合政策推進局生活福祉局部長
土井 和雄	全国商工会連合会 中小企業問題研究所長 兼 創業・事業継承推進室長
藤口 憲輔	全国労働衛生団体連合会 副会長
宮川 政昭	日本医師会 常任理事
三好 ゆかり	国民健康保険中央会 保健事業専門幹
森 拳一	日本商工会議所 企画調査部課長
安田 剛	全国健康保険協会 本部 保健部長
◎ 山本 隆一	医療情報システム開発センター 理事長

◎は座長 (五十音順、敬称略)

オブザーバー

社会保険診療報酬支払基金